

建築士事務所の登録（新規・更新） 申請について

奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局建築安全推進課
一般社団法人奈良県建築士事務所協会

建築士法の規定により、建築士または建築士を使用する者が、他人の求めに応じ報酬を得て、設計、工事監理等を業として行おうとする場合は、建築士事務所の登録を受けることが必要です。

登録の有効期間は、登録日から5年間です。

更新の登録を受ける場合は、**有効期間満了の日の30日前まで**に申請してください。

有効期間の満了の際、申請がなかった場合は、登録を抹消することになりますので、ご注意ください。

登録日は、原則として、毎月1日及び16日としています。

申請の受付は、土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除いて毎日（午前9時～12時、午後1時～5時）行っています。

受付窓口は県庁建築安全推進課または（一社）奈良県建築士事務所協会です。（連絡先等は次頁）

- 1 登録申請書の正本及び副本にそれぞれ書類を添付し（副本に添付する書類はコピーでも可）、正本には登録手数料（額については下記※参照）分の奈良県収入証紙を貼って提出してください。

登録ができましたら、登録日以降に、登録通知書及び登録申請書副本をお渡しします。

申請の際、郵送（着払い）か、県庁建築安全推進課窓口で直接お渡しするか、どちらか選んでいただきます。

※登録申請手数料

一級建築士事務所	16,500円
二級建築士事務所	11,000円
木造建築士事務所	11,000円

- 2 登録申請書〔第五号書式〕について

（1）第1面

登録申請者が法人の場合は、登録申請者氏名欄には、法人の名称、代表者の役職名及び氏名を記入してください。

（2）第2面 所属建築士名簿

事務所に所属する建築士全員（管理建築士を含む）について記入してください。

（3）第3面 役員名簿

登録申請者が法人の場合は、役員全員について記入してください（監査役は記入の必要はありません）。登録申請者が個人の場合は添付不要です。

- 3 添付書類〔第六号書式〕について

（1）業務概要書〔添付書類（イ）〕

過去5年間の業績について、最近のものから順次記入してください。

下請けを行った場合も記入してください。

実績がない場合は「実績なし」と記入してください。

なお、新規登録の場合は添付不要です。

（2）略歴書（登録申請者）〔添付書類（ロ）〕

登録申請者が法人の場合は、その代表者個人の略歴を記入し、押印も代表者個人のものでしてください。

(3) 略歴書（管理建築士）〔添付書類（ロ）〕

登録申請者（法人の場合はその代表者）が管理建築士を兼ねている場合は、省略することができます。なお、省略する場合は、上記（2）略歴書（登録申請者）の管理建築士の住所欄を必ず記入してください。

(4) 誓約書〔添付書類（ハ）〕

登録申請者氏名欄には、登録申請者が直筆で署名し、かつ押印してください。

登録申請者が法人の場合は、登録申請者氏名欄には、法人の名称、代表者の役職名及び氏名を記入し、会社代表者印（いわゆる丸印）を押印してください。

4 その他の添付書類

(1) 所属建築士の建築士免許証の写し

登録申請書第2面の所属建築士名簿に記載された方全員の建築士免許証の写しを添付してください。

なお、新規登録の場合は、申請の際に原本照合を行いますので、建築士免許証の原本も持参してください。原本は、その場でお返しします。

また、更新登録で、更新の際に初めて所属建築士となる方がおられる場合も、その方の建築士免許証の原本を持参してください。

(2) 「管理建築士講習修了証」の写し

登録講習機関が実施する「管理建築士講習修了証」の写しを添付してください。

当該講習は「建築士事務所の管理講習会」とは別のものですので、注意してください。

(3) 登録申請者が法人の場合、定款の写し及び商業登記簿謄本（現在事項全部証明書または履歴事項全部証明書）を添付してください。

定款の写しには、原本と相違ない旨と、年月日、法人名、代表者の役職名及び氏名を記入し、会社代表者印（いわゆる丸印）を押印してください。

(4) 登録申請者の（法人の場合は役員全員の）「成年被後見人又は被保佐人とする記録がない旨の登記事項証明書」（**本籍の記載のあるもの**）を添付して下さい。

（この証明書は、法務局が証明するものです。市町村長が証明する、いわゆる身分証明書ではありませんのでご注意下さい。）

(5) 登録申請者の（法人の場合は役員全員の）戸籍謄（抄）本

（4）の「成年被後見人又は被保佐人とする記録がない旨の登記事項証明書」に正確に本籍・氏名・生年月日が記載されている場合は、戸籍謄（抄）本の提出を省略することができます。ただし、必要により提出を求める場合もあります。

※官公庁の証明書類は発行日から3ヶ月以内のものであること。

【建築士事務所の開設場所が市街化調整区域内である場合は、原則として都市計画法により建築物を建築できない区域であり、基本的には事務所を開設することはできません。】

提出先：奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局建築安全推進課監察係
〒630-8501 奈良市登大路町30
TEL 0742-27-7564 FAX 0742-27-7790
一般社団法人奈良県建築士事務所協会
〒630-8115 奈良市大宮町2-5-7 奈良県建築士会館
TEL 0742-34-8850 FAX 0742-34-8886